



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- 61 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課)..... 1
- 62 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (")..... 1
- 63 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 2
- 64 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)..... 2
- 65 " (")..... 2
- 66 " (")..... 3
- 67 指定自立支援医療機関の変更 (")..... 3
- 68 " (")..... 3
- 69 " (")..... 3
- 70 " (")..... 4
- 71 " (")..... 4
- 72 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 4
- 73 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")..... 5
- 74 大規模小売店舗立地法による紀の川市から聴取した意見の概要 (")..... 5
- 75 農用地利用配分計画の認可 (経営支援課)..... 6
- 76 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 6

○ 公安委員会告示

- 2 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施 7

○ 公告

- 都市計画の図書の写しの縦覧 (都市政策課)..... 8
- " (")..... 8

告 示

和歌山県告示第61号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072401262	株式会社みらい	ケアプランセンターピースフル	和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬2407番地の4	居宅介護支援	平成29.1.11	平成35.1.10

和歌山県告示第62号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071300911	社会福祉法人紀和福祉会	介護老人福祉施設やまぼうし	和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2385-1	介護老人福祉施設	平成29.1.1	平成34.12.31

和歌山県告示第63号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072201571	医療法人竹村医院	医療法人竹村医院通所介護事業所	和歌山県田辺市東山1-7-23	通所介護	平成29.1.1	平成34.12.31
				介護予防通所介護	平成29.1.1	平成30.3.31
3071300911	社会福祉法人紀和福祉会	介護老人福祉施設やまぼうし	和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町2385-1	短期入所生活介護	平成29.1.1	平成34.12.31
				介護予防短期入所生活介護	平成29.1.1	平成34.12.31
3052280041	医療法人竹村医院	介護老人保健施設セントポーリア	和歌山県田辺市東山1-7-23	短期入所療養介護	平成29.1.1	平成34.12.31
				介護予防短期入所療養介護	平成29.1.1	平成34.12.31

和歌山県告示第64号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
こじか薬局	新宮市下田2-3-50	吉田拓生	平成29.1.1

和歌山県告示第65号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
こうや総合調剤薬局	伊都郡高野町大字高野山636	前司奈子	平成 29. 1. 1

和歌山県告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
アイム薬局	西牟婁郡白浜町堅田2792-5	岡田昭二	平成 29. 1. 1

和歌山県告示第67号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
安原薬局	和歌山市和田463-2	医療機関の所在地	和歌山市江南231-1	和歌山市和田463-2	平成 28. 9. 20

和歌山県告示第68号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日
有限会社紀南薬局	田辺市湊15-5	医療機関の所在地	田辺市湊1021	田辺市湊15-5	平成 28. 11. 7

和歌山県告示第69号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更年月日

湊、小川クリニック	田辺市湊24-37	医療機関の所在地	田辺市湊1064-9	田辺市湊24-37	平成 28.11.7
-----------	-----------	----------	------------	-----------	---------------

和歌山県告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
みなと薬局	田辺市湊34-25	医療機関の所在地	田辺市湊967-3	田辺市湊34-25	平成 28.11.7

和歌山県告示第71号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ゆうゆう薬局	海南市重根東1-7-6	医療機関の所在地	海南市重根837	海南市重根東1-7-6	平成 28.11.26

和歌山県告示第72号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
パワー和歌山インター店
和歌山県和歌山市小豆島字院田53番地1外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- 3 変更する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 370台（建物南側・東側）

(変更後) 317台 (建物南側・東側)
53台 (敷地西側隔地)

(2) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 280㎡ (建物東側)
77㎡ (建物南西側)
(変更後) 357㎡ (建物東側)

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 4箇所 (敷地東側、敷地南側2箇所、敷地西側)
(変更後) 6箇所 (敷地東側、敷地南側2箇所、隔地東側、隔地南側、隔地西側)

4 変更年月日

平成29年2月20日

5 変更する理由

県道整備に伴う用地確保のため

6 届出年月日

平成28年12月26日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年1月17日から同年5月17日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第73号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド和歌山店
和歌山県和歌山市三葛字北向浜337番地1外4筆

2 意見の対象となった届出に係る告示

平成28年和歌山県告示第995号

3 意見の概要

予測結果に反し、駐車場からの影響により等価騒音レベルが環境基準値を超え、近隣住民からの苦情の申立てがあれば、対策を検討してください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業まちづくり局産業部商工振興課 (和歌山市七番丁23番地)

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成29年1月17日から同年2月17日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第74号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により紀の川市から聴取した意見の概

要について、同条第3項の規定により公告する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
JA紀の里ファーマーズマーケットめっけもん広場
和歌山県紀の川市豊田56番地3外1筆
- 2 意見の対象となった届出に係る告示
平成28年和歌山県告示第970号
- 3 意見の概要
なし
- 4 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）
紀の川市農林商工部商工観光課（紀の川市西大井338番地）
- 5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成29年1月17日から同年2月17日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第75号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用利用配分計画を平成29年1月5日に認可した。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第96号-1	田辺市中三栖字富家397-3
平成28年度第96号-2	田辺市中万呂字柿谷779-1
平成28年度第97号	有田郡湯浅町栖原字横田77外1筆
平成28年度第98号	東牟婁郡那智勝浦町南大居字内ラ地1044外5筆
平成28年度第99号-1	西牟婁郡白浜町保呂字岩本163外5筆
平成28年度第99号-2	西牟婁郡白浜町田野井字大道218外2筆
平成28年度第99号-3	西牟婁郡白浜町栄字平才野1524外1筆

和歌山県告示第76号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3374	田辺市秋津町字西八町217番11の一部、218番7の一部、218番12の一部、里道	田辺市秋津町214番地の1 瀧浪治	平成 29.1.5	4.00	28.21
------	---	----------------------	--------------	------	-------

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第2号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成29年1月17日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽〔けん〕引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成29年2月22日（水）から同月24日（金）までの間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型） 教習指導員審査（普通） 教習指導員審査（大特） 教習指導員審査（大自二） 教習指導員審査（普自二） 教習指導員審査（牽〔けん〕引） 教習指導員審査（大型二種） 教習指導員審査（中型二種） 教習指導員審査（普通二種）	教習に関する技能及び知識		

2 申請手続

(1) 申請の受付期間

平成29年2月1日（水）から同月10日（金）までの毎日（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）午前9時から午後5時まで

(2) 申請場所

和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課

(3) 申請に必要な書類等

ア 運転免許証

イ 審査申請書（申請場所で所定の用紙を交付する。）

ウ 国家公安委員会規則第17条各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

エ 写真（申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの）1枚

(4) 技能検定員及び教習指導員審査手数料

審査の種類ごとに和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）で定める金額

3 審査についての問合せ先

和歌山県警察本部交通部運転免許課教習所係 (電話073-473-0110 内線363)

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年1月17日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・3・12号今福神前線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課